

Q.

当社はX国に拠点を設けたいと考えています。X国の外資規制を調べたところ数千万円以上の出資金が最低でも必要とのことでした。当社はそのまでの投資は考えていないため、X国現地調査時に知り合った現地人を信用してお金を貸してローカル企業を設立してもらい、そこに駐在員を派遣しようと思っています。注意すべき点があれば教えてください。(物流業)

A

企業の実質的な支配者の代わりに第三者が自身の名義（ノミニー）で企業設立をすることがあります。例えば香港では、投資者の身分を第三者に公開したくない場合に利用されることがあります。

一方で、進出国の外資規制回避や、現地人名義での企業設立の方が資本金等の初期コスト面で有利なことからコスト削減をすることを目的として利用されることがありますが、このような目的で設立したローカル企業は、実質的な支配者との資本関係がないため、決算後の当期利益を配当金として日本に送金できない、名義を借りた第三者に事業を乗っ取られる、進出先の国によってはノミニーで企業設立をする行為自体が違法とみなされる場合があるなど多くの問題を抱えることとなります。投資にあたってリスクが高い行為であるため避

こちらは信用金庫とそのお取引先向けとさせて頂いております。

ご覧になりたい場合は、お近くの信用金庫（検索は[こちら](#)）までご相談ください。

[続きを読む](#)